

熊本県公報

第 1 1 1 6 4 号
平成 16 年 9 月 1 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

規 則	
○熊本県高齢者及び障害者の自立と社会的活動への参加の促進に関する 条例施行規則の一部を改正する規則	(福祉のまちづくり課) 2
告 示	
○結核予防法第36条の規定による医療機関の指定	(健康危機管理課) 15
○結核予防法第36条の規定による医療機関の辞退	(") 16
○児童福祉法に基づく事業者の変更の届出	(精神保健福祉課) 16
○道路の区域変更	(道路総務課) 16
○道路の供用開始	(") 16
○公有水面埋立しゅん功認可	(漁港課) 17
○平成16年9月熊本県議会定例会の招集	(財政課) 18
○熊本県有明海区及び天草不知火海区における漁業権免許	(漁政課) 18
○道路の区域変更	(道路総務課) 19
○道路の供用開始	(") 19
○ " "	(") 19
公 告	
○保安林内で立木を伐採する場合の限度面積	(森林保全課) 20
○平成16年度後期技能検定試験の実施	(職業能力開発課) 21
○換地計画の適否決定	(農地建設課) 23
○開発行為に関する工事の完了	(建築課) 23
○ " "	(") 23
○貸金業における所在不明者	(経営金融課) 24
○道路の位置指定	(建築課) 24
○ " "	(") 24
○ " "	(") 24
登 載 依 頼	
○熊本県警察情報管理システム用端末及び関連機器等の借入に係る一 般競争入札の実施	(警察本部) 24

本号で公布された規則のあらまし

- ◇熊本県高齢者及び障害者の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則
 - 1 題名を、熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例施行規則に改めることとした。
 - 2 整備施設に、公衆電話台、券売機、カウンター又は記載台、避難誘導灯、更衣室、休憩所等及びレジ通路を加え、整備施設のうちこ線橋又は乗降場における改札口、階段、旅客乗降場に至る経路、エレベーター、便所、旅客乗降場又は案内標を示を削ることとした。(第2条関係)
 - 3 公共的施設のうち、こ線橋又は乗降場を削ることとした。(第2条関係)
 - 4 特定施設に係る特定建築主の判断の基準を定めることとした。(第5条関係)
 - 5 整備施設に係る特定建築主等の判断の基準を加えることとした。(第6条関係)
 - 6 知事が行う指示の対象となる特定建築物等の種類等を、特別特定建築物等で建築等の床面積の合計が2,000平方メートル(盲学校、聾学校若しくは養護学校又は病院、診療所等)にあっては1,000平方メートル)以上のものに改めることとした。(第7条関係)
 - 7 指示を行うために特定建築物主等に求める報告又は立入検査の対象に、特定施設を加えることとした。(第8条関係)
 - 8 事前協議の対象となる特定建築物等の建築等の規模を改め、並びに対象となる特定建築主等に、特定建築物の大規模の修繕及び大規模の模様替(特定施設又は整備施設を含むものに限る。)をしようとする者を加えることとした。(第10条関係)
 - 9 条例第24条に規定する公共的団体のうち、水資源開発公団、日本鉄道建設公団、

地域振興整備公団及び都市基盤整備公団を、それぞれ業務を引き継いだ独立行政法人水資源機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構に改め、緑資源公団、石油公団、労働福祉事業団、雇用・能力開発機構、環境事業団及び中小企業総合事業団を削り、公共的団体に独立行政法人国立病院機構、国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構を加えることとした。(第13条関係)

- 10 この規則は、平成16年10月1日から施行することとした。ただし、改正後の第13条の規定は、公布の日から施行することとした。
- 11 この規則の施行日以後に建築基準法第6条第1項及び同法第87条第1項の規定による確認申請又は駐車場法第12条の規定による設置の届出を行った特定建築主等については、改正後の第10条及び第11条の規定を適用し、同日前に建築確認申請等を行ったものについては、従前の例によることとした。

規 則

熊本県高齢者及び障害者の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年9月1日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第44号

熊本県高齢者及び障害者の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本県高齢者及び障害者の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例施行規則（平成7年熊本県規則第27号）の一部を次のように改正する。

題名中「高齢者及び障害者」を「高齢者、障害者等」に改める。

第1条中「高齢者及び障害者」を「高齢者、障害者等」に改める。

第2条を次のように改める。

（整備施設）

第2条 条例第2条第4号の規則で定める施設は、次に掲げる施設で不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用するものとする。

(1) 特定建築物における案内標示、公衆電話台、券売機、カウンター若しくは記載台又は避難誘導灯

(2) 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令（平成6年政令第311号。以下「施行令」という。）第1条第7号に規定する建築物における客室

(3) 施行令第1条第3号又は第4号に規定する建築物における客席

(4) 施行令第1条第12号に規定する体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）

又は水泳場（一般公共の用に供されるものに限る。）における更衣室

(5) 次に掲げる施設における休憩場所等（アからエまで及びキの施設については、建築（用途の変更をして特定建築物にすることを含む。）又は条例第2条第6号に規定する大規模の修繕若しくは大規模の模様替に係る部分の床面積（第10条及び別表において「床面積」という。）の合計が2,000平方メートル以上のものに限る。）

ア 施行令第1条第4号又は第5号に規定する建築物

イ 施行令第1条第6号に規定する建築物（卸売市場を除く。）

ウ 施行令第1条第7号に規定する建築物（宴会場を有するものに限る。）

エ 施行令第1条第8号に規定する建築物のうち保健所、税務署その他官公署

オ 施行令第1条第10号に規定する建築物のうち母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第38条に規定する母子福祉施設又は母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第2項に規定する母子健康センター

カ 施行令第1条第11号に規定する児童厚生施設

キ 施行令第1条第13号又は第19号に規定する建築物

(6) 施行令第1条第6号に規定する建築物（卸売市場を除く。）におけるレジ通路（商品等の代金を支払う場所における通路をいう。）

(7) 道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路（同法第48条の2第1項の規定により指定された自動車のみ的一般交通の用に供する道路及び高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項に規定する高速自動車国道を除く。）に限る。以下同じ。）における歩道

(8) 公園（都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園に限る。以下同じ。）又は緑地、広場若しくは休憩所（港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第9号の3に規定する港湾環境整備施設である緑地、広場又は休憩所に限る。以下同じ。）における出入口、園路、階段（その踊場を含む。以下同じ。）、駐車場又は案内標示

(9) 特定建築物以外の施設である路外駐車場（駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第2号に規定する路外駐車場（特殊の装置を用いるものを除く。）に限る。以下同じ。）における駐車施設又は案内標示